

24935-1612  
令和3年3月11日

熊本県環境生活部環境局循環社会推進課長  
熊本市環境局資源循環部ごみ減量推進課長  
一般社団法人熊本県産業資源循環協会長

殿

宮崎県環境森林部循環社会推進課長  
( 公 印 省 略 )

熊本県内から宮崎県への管理型最終処分を目的とした産業廃棄物の搬入に  
ついて (通知)

本県の産業廃棄物行政につきましては、日頃より御協力いただき感謝申し上げます。

さて、標記につきましては、平成24年2月に民間(有限会社オー・エス収集センター)の管理型最終処分場が拡張され、管理型最終処分場の処理能力が充足することとなったことを受け、整備前から継続的に搬入しているもののみ暫定的に搬入を認めることとしてきたところ です。

令和2年度末で、この暫定措置の期限が切れることとなりますが、令和3年度以降も下記のとおり同様の取扱いをすることとなりましたので、お知らせします。

つきましては、御理解と御協力をお願いいたします。

#### 記

#### 1 貴県内の排出事業所から埋立処分を目的とした新たな搬入事前協議

新たな搬入事前協議は原則として受理しない。

ただし、熊本県内の管理型最終処分場で埋立処分できない産業廃棄物については、事前協議により埋立処分の可否等を厳密に審査の上、搬入を承認するか否かを決定する。

#### 2 貴県内の排出事業所からの埋立処分を目的とした継続分に係る搬入事前協議

継続分(平成23年度分(平成23年4月1日から平成24年3月31日までを搬入期間とするもの)の承認通知書の交付を受けた排出事業者が、産業廃棄物の種類及び数量等を変更することなく、平成24年度以降、引き続き搬入を継続する内容の事前協議を行っているもの)については、事前協議を受理する。

連絡先 許可・審査担当

電 話 0985-26-7083

FAX 0985-22-9314